（別紙第２）

国立大学法人○○大学　御中

申込証

令和　年　月　日

国立大学法人○○大学債券

額面　　　　　　　　　　　　円（債券の数　　　　　　　　　　　個）

下記記載事項承認のうえ、上記のとおり申込みいたします。

（住　　　所）

（氏名・名称） 印

（自己のために開設された本債券の振替を行うための口座）

口座管理機関等：

口　 座 　 名 　 義：

口座区分・口座番号等：

申込証記載事項

1. 債券の名称 国立大学法人○○大学債券

2. 債券の総額 金●円

3. 振替法の適用　 （例）

　　　　　　　　　　本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとし、同法第120条で準用する同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。

4. 各債券の金額 ●●万円

5. 利率 年●●パーセント

6. 発行価額 各債券の金額●●円につき金●●円

7. 償還金額 各債券の金額●●円につき金●●円

8. 償還の方法及び期限

（例）

1. 本債券の元金は、令和●●年●●月●●日にその総額を償還する。
2. 本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）が銀行休業日に当たるときは、　　　　　　　　　　　　その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
3. 本債券の買入消却は、第23項記載の振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の振替機関が定める規則等で別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。

9. 利息支払の方法及び期限

（例）

1. 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、令和●●年●●月●●日を第１回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年●●月●●日及び●●月●●日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。
2. 発行日の翌日から令和●●年●●月●●日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。
3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
4. 償還期日後は、利息をつけない。ただし、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき第5項に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。

10. 担保

本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）の定めるところにより、国立大学法人○○大学（以下「当法人」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

11. 応募額が国立大学法人債券の総額を超える場合の措置

（例）

　　募集の取扱会社が募集額を定める。

12. 募集の受託会社

1. 法第33条第5項に基づく本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は、株式会社○○銀行とする。
2. 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
3. 受託会社は、本債券の発行要項各項のほか、法令及び当法人と受託会社との間の令和●●年●●月●●日付国立大学法人○○大学債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。

13. 期限の利益喪失事由

（例）

本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

1. 当法人が第8項又は第9項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
2. 当法人が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当法人以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当法人が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5営業日以内にその履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
3. 法令により、本債券の償還期日前に当法人が解散することが決定され、かつ、本債券の債務が承継されないことが明らかとなったとき。
4. 法令若しくは裁判所の決定により、当法人又は当法人が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

14. 公告の方法

（例）

当法人又は受託会社は、本債券に関し、本債権者に通知する場合は、法令又は委託契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、受託会社が、本債権者のために必要でないと認め、その旨を当法人に通知したときは、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。

15. 債券原簿の公示

（例）

当法人は、××に本債券の債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

16. 本債券の発行要項及び委託契約の公示

（例）

本債券の発行要項及び委託契約の謄本は当法人の××及び受託会社の本店で、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

17. 本債券の発行要項の変更

（例）

1. 当法人は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、本債券の発行要項を変更することができる。
2. 前号に基づき本債券の発行要項が変更されたときは、当法人はその内容を公告する。ただし、当法人が受託会社と協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。

18. 本債券の債権者集会

（例）

1. 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、当法人又は受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
2. 債権者集会は、東京都において行う。
3. 本債券の総額の10分の1以上に当たる本債権者は、その保有する本債券の額を証明する書面並びに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。

19. 申込期日　令和●●年●●月●●日

20. 募入方法

応募超過の場合は、第21項記載の引受並びに募集の取扱者の代表者が適宜募入額を定める。

21. 払込期日　令和●●年●●月●●日

22. 引受並びに募集の取扱者

××証券株式会社（代表）

23. 振替機関

株式会社××

24. 発行代理人及び支払代理人

前項の振替機関が定める業務規程に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社××銀行においてこれを取り扱う。

以　上

令和　　年　　月　　日

|  |
| --- |
| 国立大学法人○○大学 |
| 学　　　長　　　○　○　○　○ |